

# 相愛大学大学院学則

令和7年4月

## 第1章 目的、使命、自己点検・評価

**第1条** 相愛大学大学院（以下、「本大学院」という。）は大乗仏教特に浄土真宗の精神に基き、宗教的情操を涵養するとともに、学術の理論及び応用を教授研究し、精深な学識、技能、研究能力を養い、文化の進展に寄与することを目的とする。

**第2条** 本大学院は教育研究水準の向上を図り、目的及び使命を達成するため教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

## 第2章 研究科及び専攻の組織、教育研究上の目的

**第3条** 本大学院は相愛大学大学院と称し、下記の研究科及び専攻を置く。

課 程	研 究 科	専 攻
修士課程	音楽研究科	音楽専攻

**第4条** 前条に定める研究科・専攻の教育研究上の目的は、次の通りとする。

2 音楽研究科音楽専攻はクラシック音楽について高度で深遠な技能と学識を有し、加えてその能力を活用し得る企画力と実践力を修得した高度の専門的職業人の養成を通して、社会的要請に即した国内外の芸術文化の進展に寄与することを目的とする。

## 第3章 修業年限及び定員

**第5条** 修業年限は2年とする。但し在学期間は通算4年を超えることができない。

2 入学定員及び収容定員は次の通りとする。

課 程	研 究 科	専 攻	入 学 定 員	収 容 定 員
修士課程	音楽研究科	音楽専攻	8人	16人

## 第4章 学年、学期、休業日

**第6条** 本大学院の学年、学期、休業日は「相愛大学学則」を準用する。

## 第5章 授業科目、履修方法、単位数

第7条 授業科目は、共通科目、専門科目、専門研究科目とする。

第8条 授業科目及びその単位数は別表第一の通りとする。

2 履修方法に関しては、別に定める。

第9条 各授業科目の単位数は1単位の授業時間を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義は15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習及び実習は30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める科目については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 個人指導による実技は15時間の授業をもって1単位とする。

第10条 本大学院修士課程を修了するためには2カ年以上在学のうえ下記の単位を取得し、かつ、研究指導を受け修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格しなければならない。

(音楽研究科音楽専攻)

(領域)	共通科目	専門科目		専門研究科目	合計
		専門特論科目	演奏演習科目		
声楽、鍵盤 器楽、作曲	2	16		12	30
音楽学	2	20		8	30

第11条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、当該授業科目所定の単位を与える。

2 授業科目の試験の成績は、秀・優・良・可・不可の五種の評語をもって表し、秀・優・良・可を合格とする。その評点は次の通り定める。

秀	100点	—	90点
優	89点	—	80点
良	79点	—	70点
可	69点	—	60点
不可	59点	以下	

**第 1 2 条** 本大学院における授業科目の履修による単位の修得の他に、他の大学院において修得した単位を本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。但し、単位数は 10 単位を超えないものとする。

## 第 6 章 修了及び学位

**第 1 3 条** 課程の修了の認定は研究科委員会の意見を聴いて、学長がこれを行う。

**第 1 4 条** 課程の修了を認定された者には、学長が研究科委員会の意見を聴いて、下記の学位を授与する。

研究科	専攻	学位
音楽研究科	音楽専攻	修士（音楽）

## 第 7 章 入学、再入学、休学、復学、退学、留学、除籍

**第 1 5 条** 入学は毎年度の 4 月とする。

2 再入学者については、この限りではない。

**第 1 6 条** 本大学院修士課程に入学できる者は下記の各号の何れかに該当し、本大学院の入学選考に合格し、学長が入学を許可した者とする。

- (1) 学校教育法第 83 条に規定する大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程をしたとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣が指定した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号）
- (8) 大学に 3 年以上在学し、又は外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと、本大学院において認めた者

(9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

**第17条** 入学志願者は所定の入学願書、成績証明書等の必要書類に入学検定料を添えて願出しなければならない。

**第17条の2** 退学者又は第24条第1項第3号により除籍となった者が、再入学を願出た場合は、選考のうえ、学長が再入学を許可することがある。

2 前項による再入学に関する必要な事項は、別に定める。

**第18条** 入学を許可された者は宣誓書を提出し、かつ1名の保証人を定め、保護者との連署をもって保証書を提出しなければならない。

**第19条** 保証人はよくその任に堪えられる成年で、独立して生計を営む者であって、本大学院において適当と認められた者であることを要する。

2 保証人を変更する場合は直ちに届出なければならない。

**第20条** 病気その他の事由により休学しようとする者は、その理由を記し、保護者または保証人同意の上、学長に願出で、許可を得なければならない。

2 休学期間は半期又は1年とする。ただし、事情によりさらに1年を限度としてこれを続けることができるが、通算して2年を超えることができない。

3 休学中の者が復学しようとする場合は、休学事由が解消となった理由を記し、学長に願出で、許可を得なければならない。

4 休学期間は所定の在学期間に算入しない。

**第21条** 退学しようとする者は、その理由を記し、保護者または保証人同意の上、学長に願出で、許可を得なければならない。

**第22条** 学長が、研究科委員会の意見を聞いて教育上有益と認めるときは、休学することなく、国内外の大学に留学を認めることができる。

2 前項による留学の期間は原則として1年以内とする。

3 留学期間は在学年数に算入する。

4 留学中に修得した授業科目単位を本大学院で修得したものと認定することができる。

5 その他留学に関して必要な事項は別に定める。

**第23条** (削除)

**第 2 4 条** 下記の各号の一に該当する者は学籍を除くものとする。

- (1) 第 5 条第 1 項に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第 20 条第 2 項に定める休学期間を終えても復学できない者
- (3) 授業料等を納付しない者
- (4) 死亡
- (5) 長期間にわたり、行方不明の者

2 前項第 3 号に関する規程は、別に定める。

## 第 8 章 授業料その他の費用

**第 2 5 条** 入学志願者は入学検定料、35,000 円を納めなければならない。

**第 2 6 条** 入学を許可された者は、入学金 250,000 円を納めなければならない。

2 前項の定めに関わらず、相愛大学を卒業した者の入学金は 125,000 円とする。

**第 2 7 条** 授業料その他の費用は、下記の通りとする。

音楽研究科 (円)

対象 \ 項目	授業料	施設費
入学年次	1,000,000	460,000
2 年次以降	1,000,000	460,000

2 上記のほか、手数料、学外実習等の費用を別途徴収することがある。

3 既納の入学金、授業料その他の費用は、いかなる事情があっても返還しない。ただし入学手続きを完了した者が、定められた期日内に本大学院所定の「入学辞退届」を提出した場合、入学金を除く既納の授業料等を返還する。

**第 2 8 条** 授業料は学生の出席の有無に拘らず学籍の存する限りこれを徴収する。ただし、休学中の者については事情によりその一部又は全部を免除することができる。

**第 2 9 条** 本章に定めるもののほか、授業料、その他の費用の納付に関し必要な事項は別に定める。

## 第 9 章 賞罰

**第 3 0 条** 学生の表彰及び懲戒に関しては、「相愛大学学則」を準用する。

## 第 10 章 研究科長、研究科委員会

**第 31 条** 研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、第 32 条第 2 項に定める構成員のなかから学長が指名する。
- 3 研究科長の任期は 2 年とする。但し、再任は妨げないものとする。

**第 32 条** 本大学院の研究科に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、研究科の授業科目を担当する本大学院の専任教員をもって構成する。
- 3 (削除)

**第 33 条** 研究科委員会は学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育課程の編成等教育に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

**第 34 条** 研究科委員会に関し、必要な事項は別に定める。

**第 35 条** 大学院の事務は、大学事務局において行う。

## 第 11 章 外国人留学生、科目等履修生

**第 36 条** 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、研究科委員会の意見を聴いて学長は外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生の授業科目及び単位数は、第 8 条に規定する別表第一の通りとする。
- 3 外国人留学生に関し、必要な事項は別に定める。

**第 37 条** 本大学院の授業科目の履修を願い出た者は研究科委員会の意見を聴いて、学長が科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生に関し、必要な事項は別に定める。

## 第 1 2 章 その他

**第 3 8 条** この学則に定めるもののほか、本大学院学生に関し必要な事項は、「相愛大学学則」とその他学部学生に関する諸規程を準用する。

附 則

1. 平成 29 年 3 月 9 日 理事会承認
2. 平成 29 年 8 月 29 日 文部科学省認可
3. この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この改正学則は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。
2. 令和元（平成 31）年度以前に入学した学生については、なお従前の学則による。

附 則

この改正学則は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この改正学則は、令和 4 年 9 月 15 日より施行する。

附 則

1. この改正学則は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。
2. 令和 6 年度以前に入学した学生については、第 20 条、第 21 条、第 24 条を除き、なお従前の学則による。



別表第一（第8条関係）

科目区分	授業科目の名称	単位数			年次	形態	期間	履修条件	備考	
		必修	選択	自由						
共通科目	西洋芸術音楽総合演習Ⅰ	1			1	演習	半期	[2単位以上]		
	西洋芸術音楽総合演習Ⅱ	1			1	演習	半期			
専門科目	専門特論科目	現代音楽特論		2		1	講義	半期	声楽領域を履修する者に限り、 いずれかのみ履修可  声楽領域を履修する者に限り、 いずれかのみ履修可  声楽・鍵盤・器楽・作曲の領域を 履修する者は、 [16単位以上]  音楽学の領域を履修する者は、 [20単位以上]	
		スコア・リーディング		2		1	講義	半期		
		楽書講読A		2		1	講義	半期		
		楽書講読B		2		1	講義	半期		
		音楽によるアウトリーチA		2		1	講義	半期		
		音楽によるアウトリーチB		2		2	講義	半期		
		音楽療法特論A		2		1	講義	半期		
		音楽療法特論B		2		1	講義	半期		
	専門演習科目	オペラ特別演習Ⅰ		2		1	演習	通年		
		声楽特別演習（歌曲・オラトリオ）Ⅰ		2		1	演習	通年		
		オペラ特別演習Ⅱ		2		2	演習	通年		
		声楽特別演習（歌曲・オラトリオ）Ⅱ		2		2	演習	通年		
		オーケストラ特別演習Ⅰ		2		1	演習	通年		
		オーケストラ特別演習Ⅱ		2		2	演習	通年		
		室内楽特別演習Ⅰ		2		1	演習	通年		
		室内楽特別演習Ⅱ		2		2	演習	通年		
		演奏理論特別演習Ⅰ		2		1	演習	通年		
		演奏理論特別演習Ⅱ		2		2	演習	通年		
専門研究科目	作品分析特別演習Ⅰ		4		1	演習	通年			
	作品分析特別演習Ⅱ		4		2	演習	通年			
	西洋音楽史特別演習A		4		1	演習	通年			
	西洋音楽史特別演習B		4		1	演習	通年			
専門研究科目	声楽専門実技Ⅰ		4		1	実技	通年	声楽・鍵盤・器楽・作曲の領域を 履修する者は、 [12単位以上]  音楽学の領域を履修する者は、 [8単位以上]		
	声楽専門実技Ⅱ		4		2	実技	通年			
	鍵盤専門実技Ⅰ		4		1	実技	通年			
	鍵盤専門実技Ⅱ		4		2	実技	通年			
	器楽専門実技Ⅰ		4		1	実技	通年			
	器楽専門実技Ⅱ		4		2	実技	通年			
	作曲専門実技Ⅰ		4		1	実技	通年			
	作曲専門実技Ⅱ		4		2	実技	通年			
	音楽学研究演習Ⅰ		4		1	演習	通年			
	音楽学研究演習Ⅱ		4		2	演習	通年			
	音楽文献学研究 （研究指導）	-	-	-	1~2					